

2 法第五十八条第一項に規定する財務省令で定める情報は、同項に規定する届書等情報に記録されている情報及び死亡等をした者が当該死亡等により除籍された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報であつて、当該死亡等をした者及び当該死亡等をした者に係る相続人を特定するために必要なものとする。

3 法第五十八条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十八条第二項の死亡等をした者の氏名、生年月日、その死亡等の時における住所及びその死亡等の年月日

二 次に掲げる法第五十八条第二項の財産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（同項の死亡等の直前において同項の固定資産課税台帳に登録されていたものに限る。）

イ 土地 所在、地番、地目、地積及び価額

ロ 家屋 所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価額

三 その他参考となるべき事項

附 則

この省令は、令和六年三月一日から施行する。

○経済産業省令第九号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十一条の二第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十九日

経済産業大臣 齋藤 健

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一（四）の項下欄に次のように加える。

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第二項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第十八条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第四十二条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の許可を要する工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可を要する工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

太陽電池発電所又は太陽電池発電設備の設置又は変更の工事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたときに従つて行われたことを示す書類

別表第三第一（五）の項下欄に次のように加える。

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が森林法第十条の二第二項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第四十二条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が地すべり等防止法第十八条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を要する工事を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は法第四十八条第一項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは当該許可を受けたことを証する書類

風力発電所又は風力発電設備の設置又は変更の工事が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の許可を要する行為を伴う場合において、法第五十一条の二第三項の規定による届出をしようとするときは、当該行為が当該許可を受けたときに従つて行われたことを示す書類

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に電気事業法第四十七条第一項又は第二項の認可の申請をした者の当該申請に係る電気事業法施行規則様式第四十七の工事計画（変更）認可申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。